## 星槎大学

### 認証評価結果に対する改善報告書

平成 30 年 7 月 20 日

**1. 大学名**:星槎大学

**2. 認証評価実施年度**: 平成 29 年度

## 3. 「改善を要する点」の内容

基準項目:3-1

○教育職員免許法施行規則第22条の6第5号に規定する「卒業者の教員への就職の状況」 が公表されていない点については改善が必要である。

# 4. 改善状況及び結果

#### 基準項目 3-1 について

卒業者の教員への就職状況については、教職資格取得者の大半が科目等履修生となっている本学特有の状況に鑑み、毎年作成している「教員免許状取得状況について」の表の中に、卒業者の数値を内数で記載することとし、今年度卒業生の状況が確定する6月末を目処に大学HPに公表することといたしました。

本件については、調査報告書においてご指摘を頂いた後に、まずは「自己点検・評価委員会」において議論を行った後に、教職資格全般を担当する「教職総合支援センター」において、具体的な検討を行った経緯にあります。

### 5. エビデンス(根拠資料)一覧

## 基準項目 3-1 の資料

- ・3-1-01 平成 29 年度卒業者の教員免許状取得状況及び教員就職状況
- ・星槎大学自己点検・評価委員会議事録(平成30年2月)
- ・星槎大学教職総合支援センター運営委員会議事録(平成30年3月)